

## 森町下水道条例施行規則（抜粋）

（指定工事店の指定の申請及び更新）

第9条 条例第7条第2項の申請書の様式は、排水設備指定工事店指定（更新）申請書（様式第4号）とする。

2 条例第7条第3項各号に掲げる書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に掲げる様式とする。

(1) 条例第7条第3項第1号に掲げる書類 誓約書（様式5号）

(2) 条例第7条第3項第3号に掲げる書類 営業所の付近見取図及び外部写真（様式第6号（その1））及び営業所の平面図及び内部写真（様式第6号（その2））

(3) 条例第7条第3項第5号に掲げる書類 機械器具調書（様式第7号）

3 条例第6条第3項の規定による指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間満了日の1月前までに、第1項の申請書に条例第7条第3項各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（条例第8条第1項第2号の規則で定める機械器具）

第10条 条例第8条第1項第2号の規則で定める機械器具は、次に掲げる機械器具とする。

(1) 土工用の機械器具

(2) 管の加工用の機械器具

(3) 測量及び検査用の機械器具

（指定工事店証）

第11条 条例第11条第1項の指定工事店証の様式は、排水設備指定工事店証（様式第8号）とする。

（指定工事店証の書換え、再交付等の申請等）

第12条 指定工事店は、条例第11条第1項の規定により交付された指定工事店証の記載事項に変更が生じ、又は指定工事店証を損傷し、若しくは紛失したときは、直ちに、排水設備指定工事店証書換え（再）交付申請書（様式第9号）を町長に提出し、指定工事店証の交付を受けなければならない。

2 指定工事店証の書換え交付の申請については、前項の申請書に既に交付されている指定工事店証を添え、次条第2項の届出と同時に提出しなければならない。

(指定工事店の指定の変更届出等)

第13条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請人の住所又は氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地又はその名称若しくは代表者の氏名）
- (2) 営業所の所在地又はその名称若しくは代表者の氏名
- (3) 専属する排水設備工事責任技術者（追加を含む。）

2 条例第13条第1項の規定による変更の届出は、排水設備指定工事店変更届出書（様式第10号）に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の届出 誓約書（様式第5号）及び条例第7条第3項第2号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に規定する事項のうち営業所の所在地の変更を含む変更の届出 条例第7条第3項第2号に規定する書類、営業所の付近見取図及び外部写真（様式第6号（その1））、営業所の平面図及び内部写真（様式第6号（その2））及び機械器具調書（様式第7号）
- (3) 前項第2号に規定する事項のうち営業所の所在地の変更を含まない変更の届出 条例第7条第3項第2号に規定する書類
- (4) 前項第3号に規定する事項の変更の届出 条例第7条第3項第4号に規定する書類

3 条例第13条第1項の規定による廃止、休止若しくは再開の届出は、排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第11号）に、廃止又は休止にあっては指定工事店証を添えてしなければならない。

(指定工事店の指定の辞退)

第14条 指定工事店は、条例第8条第1項の規定に適合しなくなったときは、排水設備指定工事店辞退届出書（様式第12号）に指定工事店証を添えて町長に提出しなければならない。

(排水設備等の工事の完了届出等)

第15条 条例第15条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届出書（様式第13号）によってしなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合は、速やかに、その職員に検査をさせるものとする。

- 3 指定工事店は、前項の検査に当該工事の責任技術者を立ち合わせなければならない。
- 4 条例第15条第2項の排水設備検査済証の様式は、排水設備検査済証（様式第14号）とする。
- 5 前項の排水設備検査済証は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。